

一般廃棄物処理基本計画

【生活排水処理基本計画】

2025（令和 7）年度～2034（令和 16）年度

案

2025（令和 7）年 3 月

佐 世 保 市

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画策定の手順	5
4	計画の期間	6
5	計画対象地域	6

第 2 章 計画の目標

1	基本理念	7
2	基本方針	7
3	生活排水処理の目標	8
4	生活排水の処理主体及び処理体系	9

第 3 章 生活排水の処理計画

1	生活排水を処理する区域及び人口	11
2	生活排水処理施設の整備	15

第 4 章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1	収集・運搬計画	19
2	処理計画	23

第 5 章 その他必要な事項

1	啓発の促進	27
2	災害時における対策	27

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

はじめに

わが国は水の豊かな国であり、その水は、地球上の生物にとって欠くことのできない様々な役割を果たしています。

近年、水質汚濁防止法等により、事業所等からの排水は公害防止対策上厳しく規制され、改善が見られていますが、依然として、公共下水道や浄化槽が整備されていない家庭等からの生活雑排水（炊事、洗濯、入浴などによる排水）については、未処理のまま公共用水域に排出されている状況となっており、住宅密集地を流れる河川や海水が交換しにくい大村湾などの閉鎖性水域において、水質悪化を招く一因となっています。

本市では、生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道の進展や浄化槽の普及等による生活排水処理を推進してきました。

これまでの計画の終期にあたり、長期的・総合的視点に立って、計画的な生活排水処理対策やし尿と生活雑排水の処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等に係る基本方針について、令和 7 年度からの計画として策定するものです。

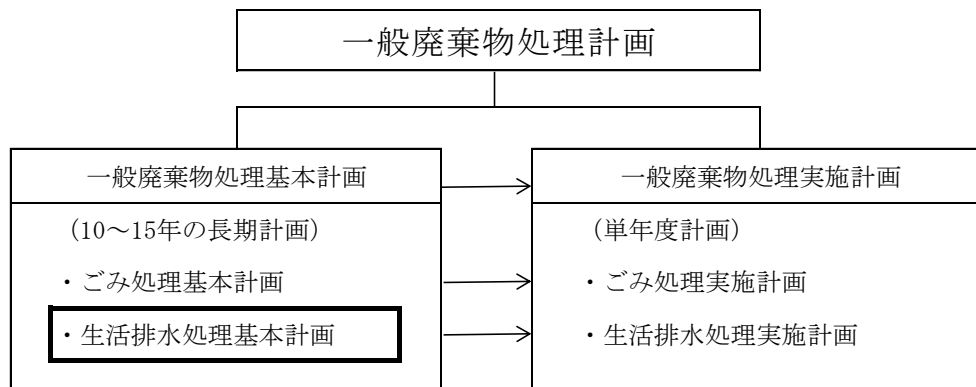
【計画改定の変遷】

2000(平成 12)年 3 月	生活排水処理基本計画策定
2001(平成 13)年 3 月	生活排水処理基本計画改定
2006(平成 18)年 3 月	生活排水処理基本計画改定(市町村合併（吉井・世知原・小佐々・宇久）による見直し)
2010(平成 22)年 3 月	生活排水処理基本計画（江迎・鹿町地域編）策定
2015(平成 27)年 3 月	生活排水処理基本計画改定
2020(令和 2)年 3 月	生活排水処理基本計画中間見直し
2025(令和 7)年 3 月	生活排水処理基本計画改定

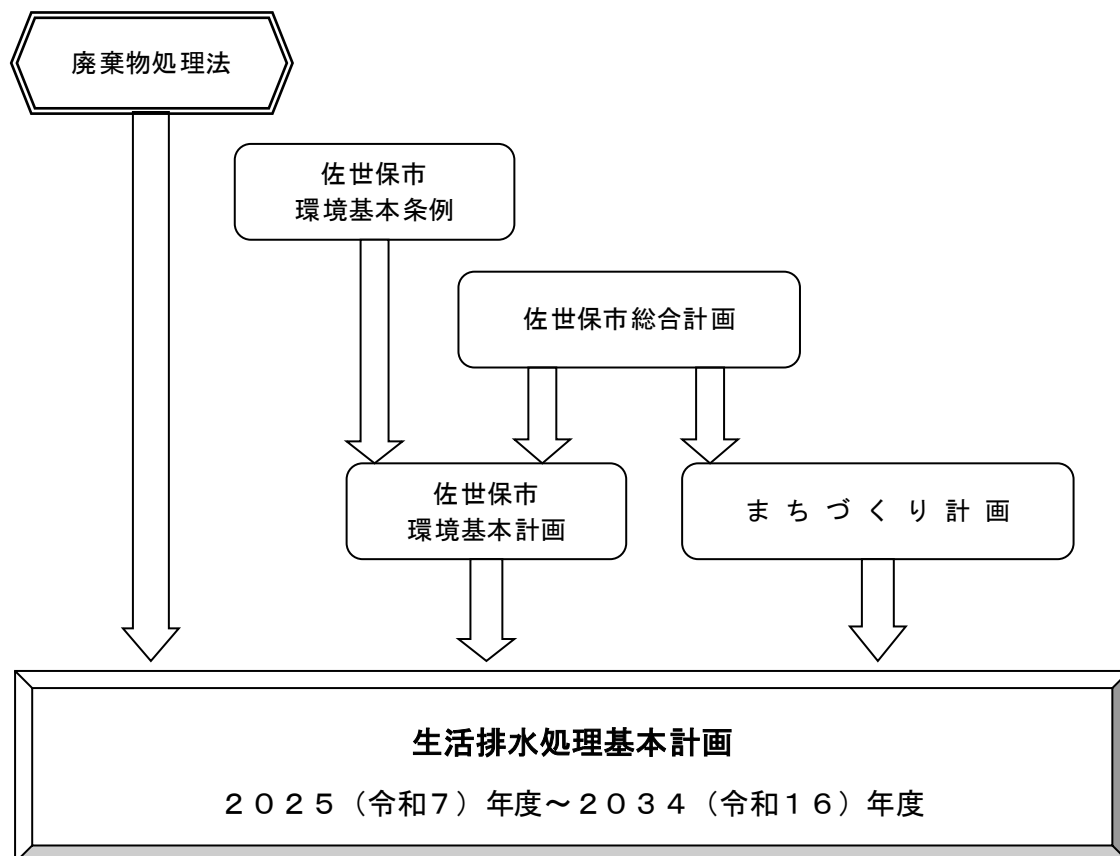
2 計画の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項」に基づくもので、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定める必要があります。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されます。

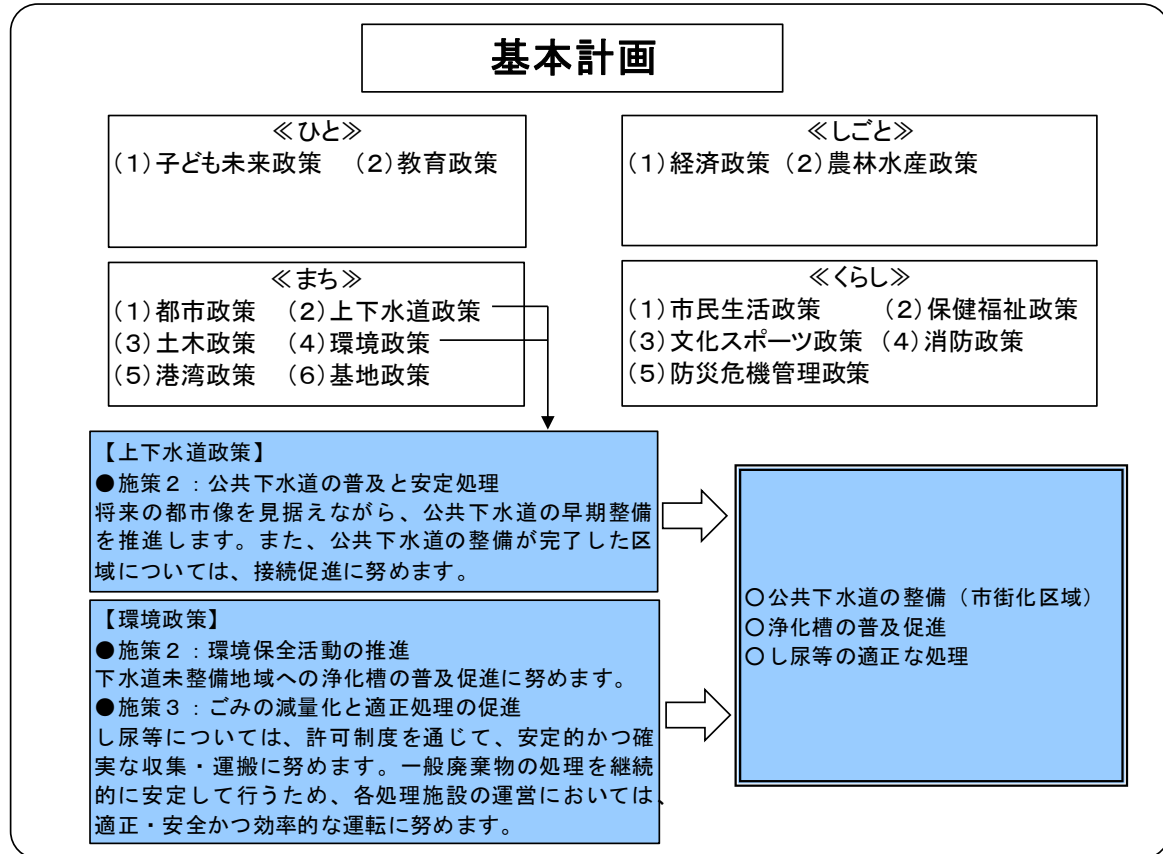


また、本計画は「佐世保市総合計画」の一般廃棄物（生活排水）分野に係る部門計画であり、「佐世保市環境基本条例」や「佐世保市環境基本計画」の施策と整合を保つものです。

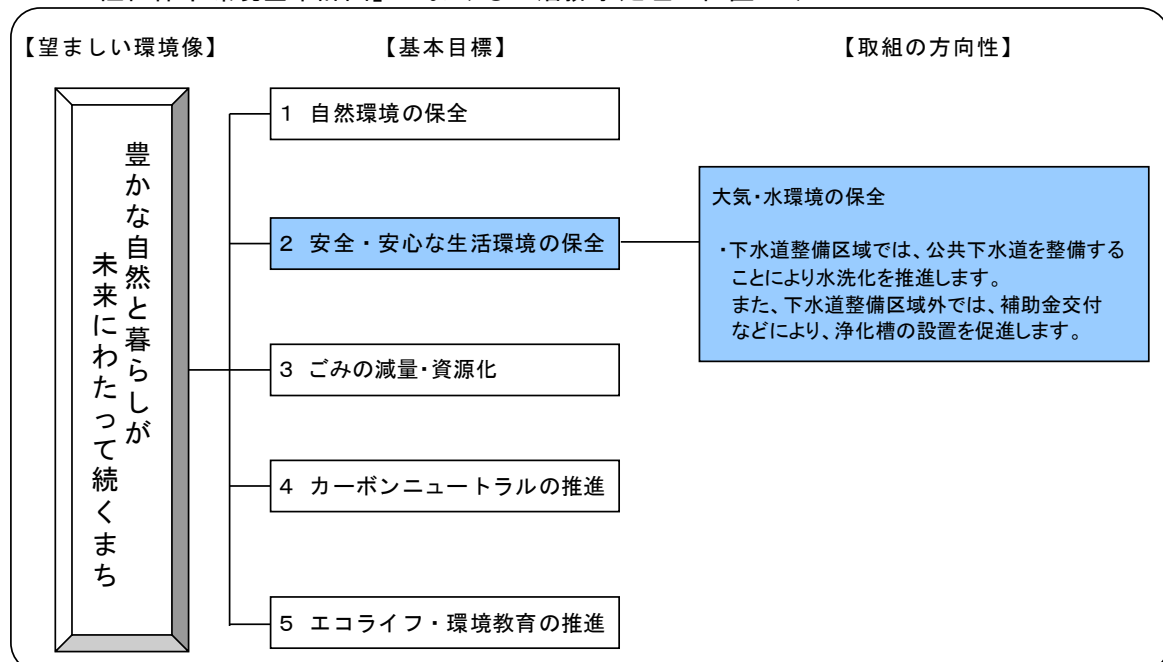


「佐世保市総合計画」及び「佐世保市環境基本計画」における生活排水処理の位置づけは、次のとおりです。

■「佐世保市総合計画」における生活排水処理の位置づけ



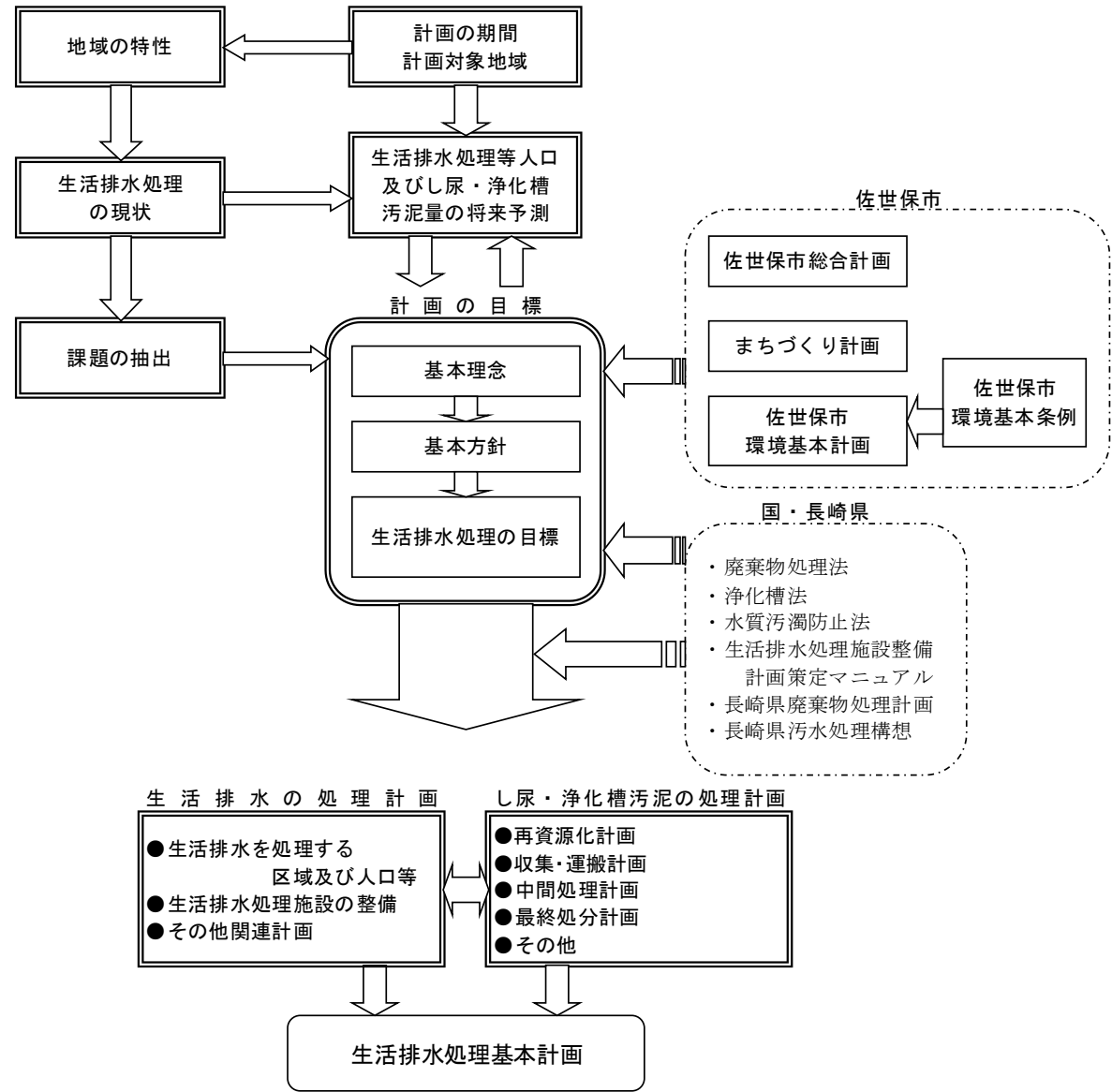
■「佐世保市環境基本計画」における生活排水処理の位置づけ



3 計画策定の手順

本計画は、次のフローに沿って策定します。

なお、「廃棄物処理法」及び「浄化槽法」等の関連法、国や長崎県の生活排水に関する基本的な方針や計画及び本市が策定する関連計画等との関係性は以下に示すとおりです。



4 計画の期間

生活排水処理基本計画は、長期的視点に立った基本方針として 2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度までの 10 年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢・法規制等の動向、生活排水処理技術の大幅な進歩、本市並びに関係市町村の生活排水処理状況など、計画の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合には見直すものとします。



5 計画対象地域

計画の対象区域は、2025（令和 7）年 3 月末現在の佐世保市全域とします。



第2章 計画の目標

1 基本理念

現在の生活排水処理は、公共下水道や浄化槽等の各種生活排水処理施設により進められていますが、これらは、公共用水域の水質保全を図る上で不可欠であることから、生活排水対策の必要性和水環境の重要性については、今後も、より一層の啓発を推進しなければなりません。

私たち一人ひとりが「水資源は有限であり、共有の財産である」ことの認識を今一度深め、本来、自然の持つ浄化作用を最大限に活用し、「快適な水環境の創造」に努めます。

2 基本方針

「快適な水環境を創造」するため、3つの基本方針を定めました。

① 公共下水道の整備と普及促進

市街化区域の生活排水処理は公共下水道による処理を中心とします。

公共下水道計画区域内については、下水道中長期計画に基づき、公道等を優先するなど効率的な手法により整備促進を図ります。

公共下水道整備済み区域については、接続率の向上を図るため、未接続者に対し公共下水道への理解を得るための啓発活動及び普及促進活動を実施します。

② 浄化槽の促進とみなし浄化槽から浄化槽への転換

下水道整備まで当面の期間を要する下水道計画区域と将来にわたって下水道の計画がない下水道計画区域以外については、浄化槽による処理を中心とします。

生活排水処理対策の必要性を啓発し、浄化槽設置への意識を高めるとともに、50人槽以下の浄化槽設置に対し、補助金制度による設置促進を図ります。

また、現在設置されているみなし浄化槽は、し尿以外の生活雑排水は処理されず放流されることから、水環境に悪影響を及ぼすため、浄化槽への転換について促進を図ります。

さらに、浄化槽が、その性能を発揮するための適正な維持管理についても啓発指導します。

③ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

下水道の普及や人口の減少などによる影響を考慮しながら、効率的で持続可能な収集運搬と処理体制を検討し、適正かつ安定的なし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っていきます。

※みなし浄化槽・・・し尿のみを処理する単独処理浄化槽のこと

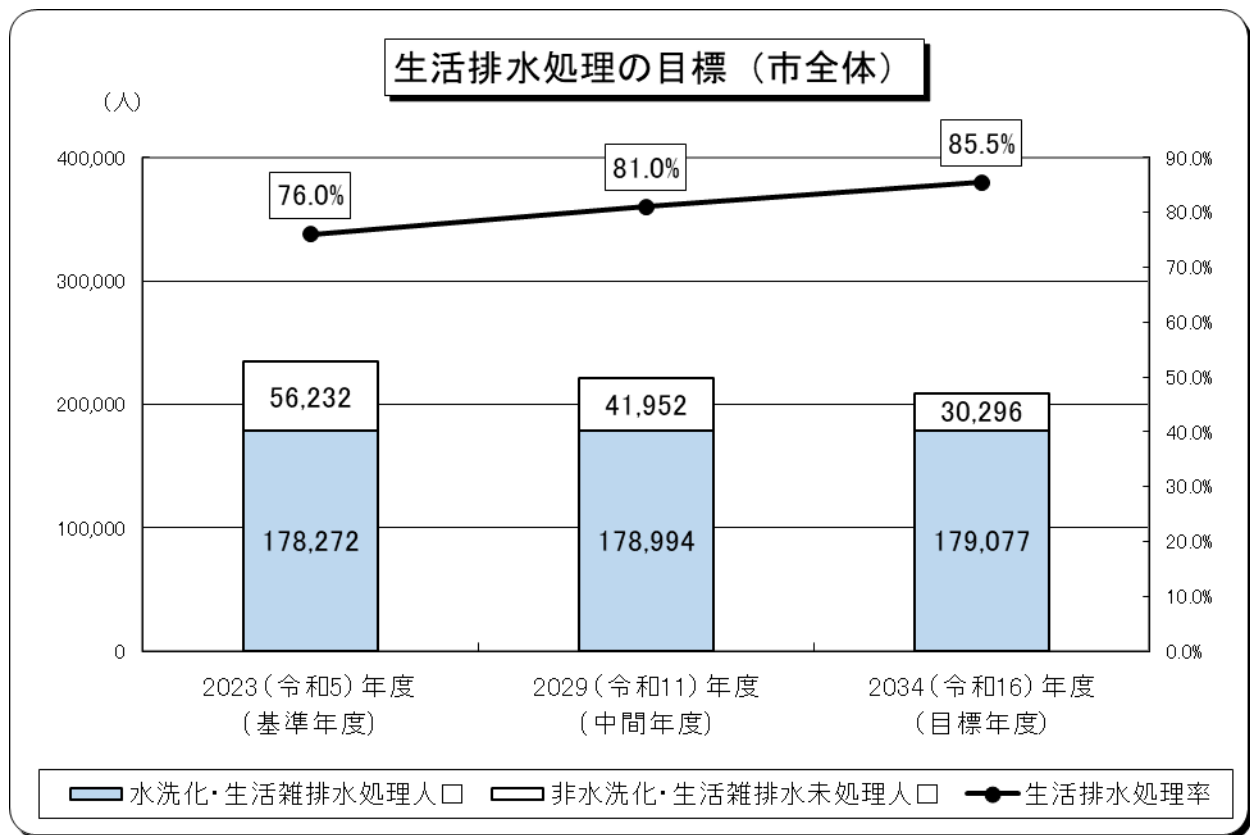
第2章 計画の目標

3 生活排水処理の目標

生活排水適正処理の達成目標値について、次のとおり、設定しました。

《生活排水処理の目標（佐世保市）》

年 度 項 目	基準年度 2023(令和5)年度	中間年度 2029(令和11)年度	目標年度 2034(令和16)年度
行政区域内人口	234,504 人	220,946 人	209,373 人
計画処理区域内人口（A）	234,504 人	220,946 人	209,373 人
水洗化・生活雑排水 処理人口（B）	178,272 人	178,994 人	179,077 人
生活排水処理率 (B/A × 100)	76.0%	81.0%	85.5%



4 生活排水の処理主体及び処理体系

(1) 生活排水の処理主体

■生活排水の処理主体

施設の種類	生活排水の種類	処 理 主 体
公共下水道	し尿、生活雑排水	佐世保市
漁業集落排水施設	し尿、生活雑排水	佐世保市
浄化槽	し尿、生活雑排水	設置者（管理者）
みなし浄化槽	し尿	設置者（管理者）
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	佐世保市

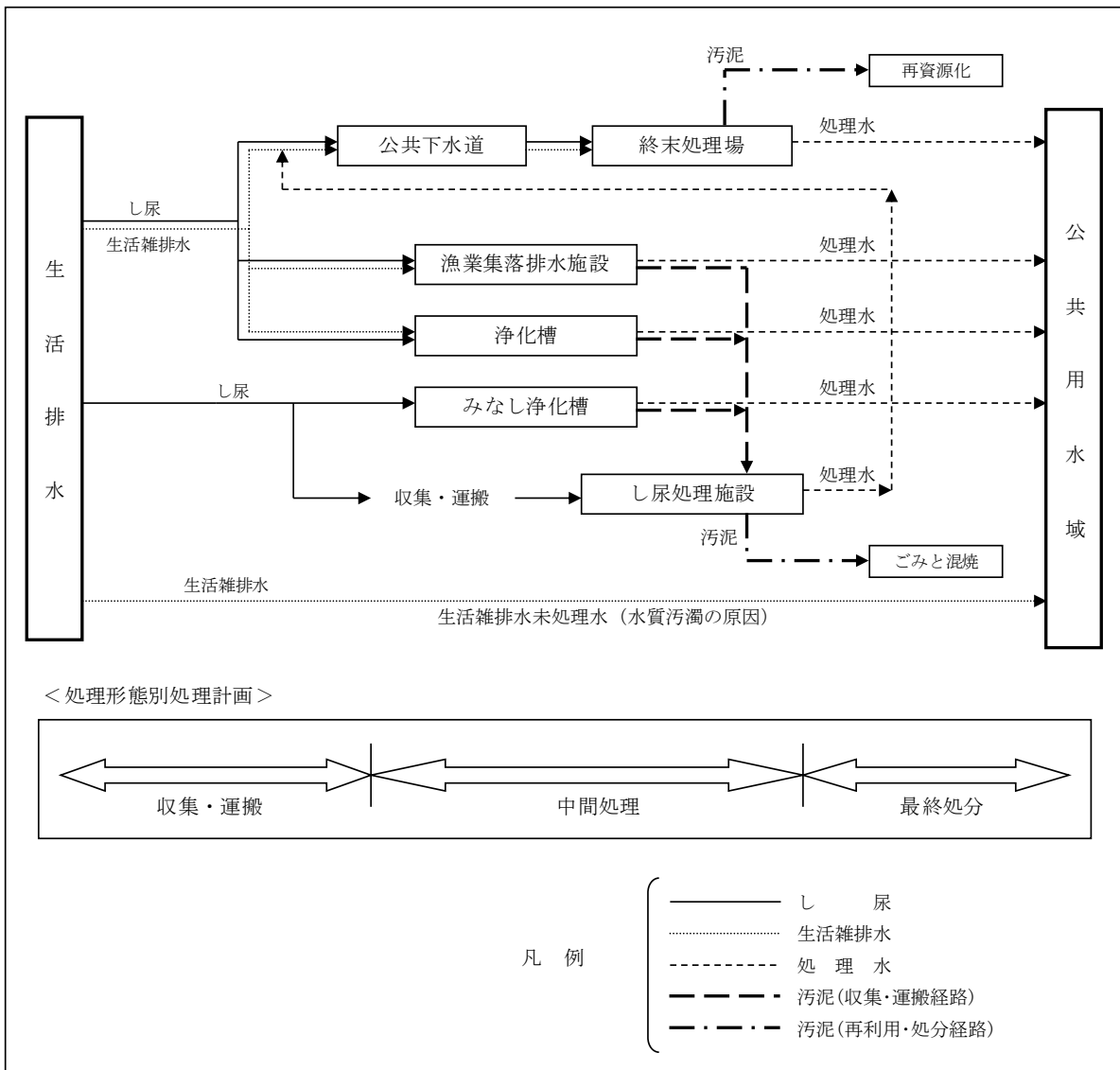
■し尿処理施設への搬入

施 設	発生物	収集・運搬	処 分
浄化槽・みなし浄化槽	浄化槽汚泥	許可業者	佐世保市
くみとりトイレ	し 尿		

第2章 計画の目標

(2) 生活排水の処理体系

■生活排水の処理体系図



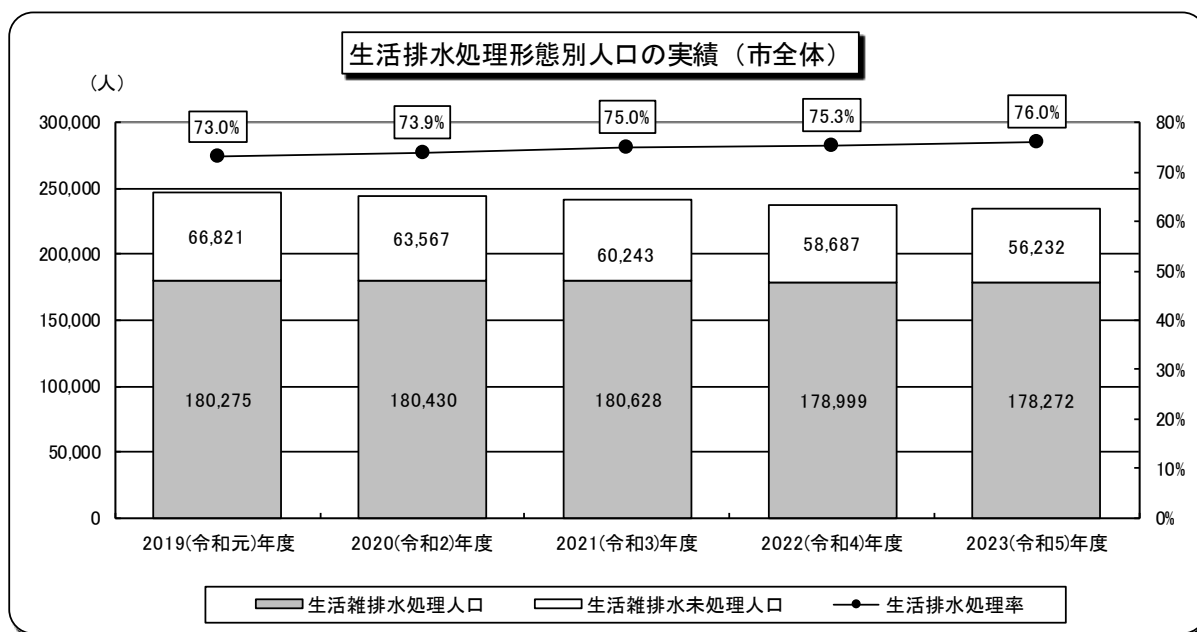
第3章 生活排水の処理計画

1 生活排水を処理する区域及び人口

(1) 現状と課題

2023（令和5）年度末現在の市全体の生活排水処理率は76.0%となっています。

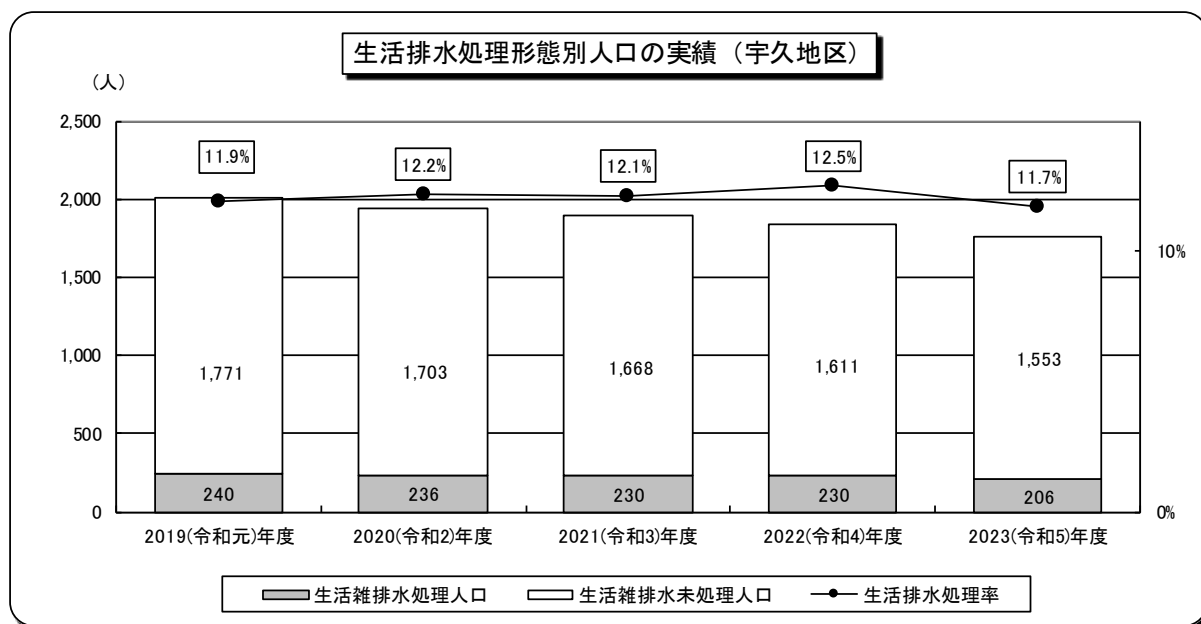
また、離島である宇久地区では漁業集落排水施設及び浄化槽による生活排水処理が行われているものの、生活排水処理率は11.7%となっています。



■生活排水処理の状況（市全体）

単位：人

年 度	計画処理 区 域 内 人口(A)	水洗化・生活雑排水処理人口 (B)						水洗化・生活 雑排水未処理 人口(みなし 浄化槽)	非水洗化 人口 (し尿収 集人口)
		公 共 下水道	コミュニティ・ プラント	漁業集落 排水施設	浄 化 槽	計	処理率 (B/A)		
2019(令和元)年度	247,096	134,439	—	103	45,733	180,275	73.0%	11,665	55,156
2020(令和2)年度	243,997	134,590	—	93	45,747	180,430	73.9%	11,305	52,262
2021(令和3)年度	240,871	134,339	—	94	46,195	180,628	75.0%	10,874	49,369
2022(令和4)年度	237,686	133,604	—	88	45,307	178,999	75.3%	10,378	48,309
2023(令和5)年度	234,504	133,017	—	88	45,167	178,272	76.0%	9,883	46,349
	100.0%	56.7%	—	0.04%	19.3%	76.0%	—	4.2%	19.8%



■生活排水処理の状況（宇久地区）

単位：人

年 度	計画処理 区 域 内 人口 (A)	水洗化・生活雑排水処理人口 (B)						水洗化・生活 雑排水未処理 人口 (みなし 浄化槽)	非水洗化 人口 (し尿収 集人口)
		公 共 下水道	コミュニティー・ プラント	漁業集落 排水施設	浄 化 槽	計	処理率 (B/A)		
2019(令和元)年度	2,011	—	—	103	137	240	11.9%	33	1,738
2020(令和2)年度	1,939	—	—	93	143	236	12.2%	33	1,670
2021(令和3)年度	1,898	—	—	94	136	230	12.1%	30	1,638
2022(令和4)年度	1,841	—	—	88	142	230	12.5%	30	1,581
2023(令和5)年度	1,759	—	—	88	118	206	11.7%	25	1,528
	100.0%	—	—	5.0%	6.7%	11.7%	—	1.4%	86.9%

(2) 基本的な考え方

生活排水を処理する区域については、既存施設の整備状況や既存計画を勘案しつつ、予測される人口動態や持続可能性を踏まえ、今後の本市のまちづくりの方向性との整合性を取りながら、包括的に汚水処理の在り方を検討し、処理の対象とすべき排水の種類と施設整備を必要とする地域を定めます。

また、予測される人口動態や持続可能性を踏まえ、今後の本市のまちづくりの方向性との整合を図りながら、包括的に汚水処理の在り方を検討していきます。

(3) 具体的な計画

市全体の生活排水処理人口の内訳は、次のとおりです。

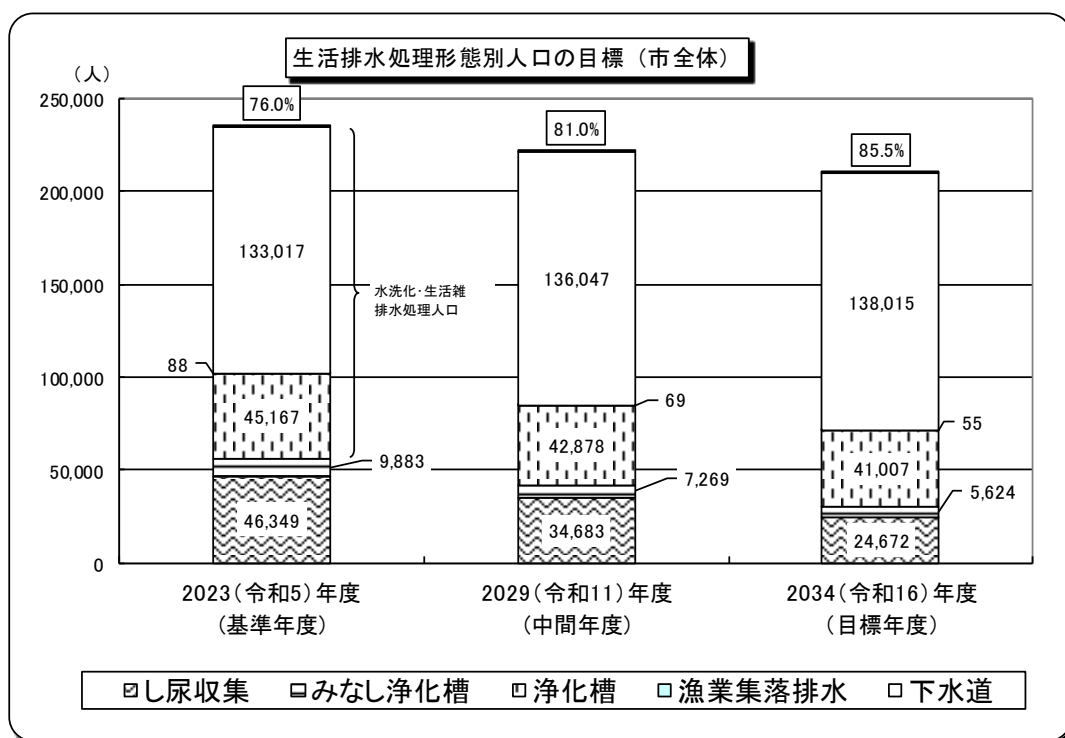
市では、公共下水道整備区域を定め、下水道整備を進めるとともに、それ以外の区域では、浄化槽の整備を推進していきます。

■生活排水処理形態別人口の目標（市全体）

単位：人

項 目	年 度	基準年度	中間年度	目標年度
		2023（令和5）年度	2029（令和11）年度	2034（令和16）年度
計画処理区域内人口		234,504	220,946	209,373
水洗化・生活雑排水処理人口		178,272	178,994	179,077
公共下水道		133,017	136,047	138,015
漁業集落排水施設		88	69	55
浄化槽		45,167	42,878	41,007
水洗化・生活雑排水未処理人口 （みなし浄化槽）		9,883	7,269	5,624
非水洗化人口		46,349	34,683	24,672
し尿収集人口		46,349	34,683	24,672
生活排水処理率		76.0%	81.0%	85.5%

注）漁業集落排水施設は宇久地区のみ。



(4) 宇久地区

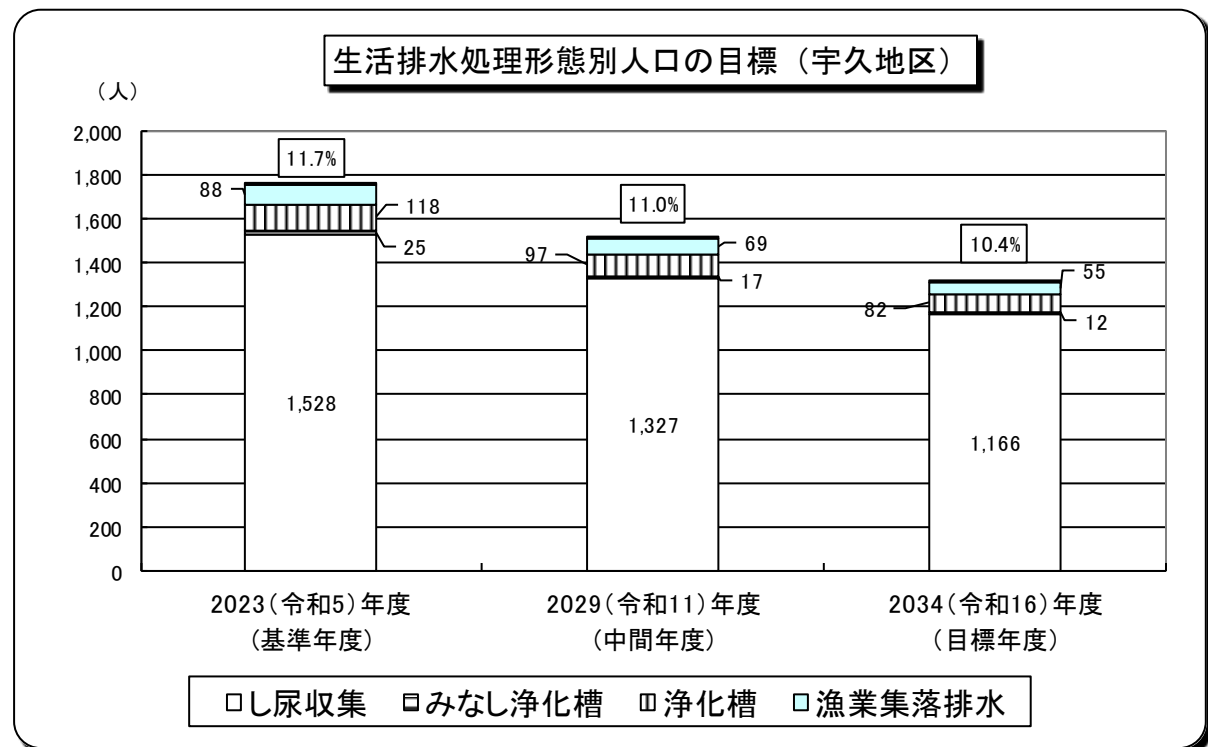
浄化槽と漁業集落排水施設による生活排水処理が行われています。

漁業集落排水施設については、野方処理区と本飯良郷処理区において整備を行っており、野方処理区は2002（平成14）年度から、本飯良郷処理区は2005（平成17）年度から、供用開始しています。

■生活排水処理形態別人口の目標（宇久地区）

単位：人

年 度	基準年度	中間年度	目標年度
項 目	2023（令和5）年度	2029（令和11）年度	2034（令和16）年度
計画処理区域内人口	1,759	1,510	1,315
水洗化・生活雑排水処理人口	206	166	137
公共下水道	0	0	0
漁業集落排水施設	88	69	55
浄化槽	118	97	82
水洗化・生活雑排水未処理人口 （みなし浄化槽）	25	17	12
非水洗化人口	1,528	1,327	1,166
し尿収集人口	1,528	1,327	1,166
生活排水処理率	11.7%	11.0%	10.4%



2 生活排水処理施設の整備

(1) 公共下水道の整備

本市の公共下水道は、中部処理区において1949（昭和24）年に国の事業認可を受け、同年、雨水と汚水に分けて排除する分流式の下水道事業に着手し、1961（昭和36）年から供用を開始しています。また、市内を中部、西部、針尾、江迎の4処理区に区分し、整備を進めており、2023（令和5）年度末現在の普及率は61.1%、そのうち、水洗化率は92.6%となっています。

今後は、上位計画である長崎県汚水処理構想2024の基本方針の1つに掲げる汚水処理の早期概成（普及率の向上）を推進するため、将来の人口減少や厳しい財政事情を踏まえ、公共下水道整備区域を市街化区域のみに縮小します。

■各処理区の概要

処 理 区	概 要
中部処理区	市の中心市街地を対象として計画し、1949(昭和24)年7月に事業認可を受け、中部下水処理場の完成により、1961(昭和36)年9月から供用開始しています。 その後、整備の進捗に合わせ事業計画区域を拡大し、事業計画区域内の整備は概ね完了しています。
西部処理区	市の西部地区を流れる相浦川流域を主体として計画し、2001（平成13）年8月に事業認可を受け、西部下水処理場の完成により、2010（平成22）年4月から供用開始しています。 その後、整備の進捗に合わせ事業計画区域を拡大し、整備を進めています。
針尾処理区	大型リゾート施設「ハウステンボス」を区域として、ハウステンボス(株)（旧オランダ村(株)）によって下水道施設が整備され、1992（平成4）年3月に「ハウステンボス」の開場に合わせ、公共下水道として供用開始しており、事業計画区域内の整備はすでに完了しています。 なお、針尾下水処理場の下水処理施設については2000（平成12）年3月に、高度処理施設については2011（平成23）年3月に市が帰属を受けました。
江迎処理区	江迎地区を流れる江迎川流域を主体として計画し、1997（平成9）年8月に事業認可を受け、江迎浄化センターの完成により、2004（平成16）年3月から供用開始しています。その後、整備の進捗に合わせ事業計画区域を拡大し、事業計画区域内の整備は概ね完了しています。

■各処理区の整備状況（2023（令和5）年度末）

処 理 区	全体計画面積	事業計画面積	整備済面積	事業計画に対する整備率
中部処理区	3,335ha	3,078ha	2,736ha	88.9%
西部処理区	1,323ha	825ha	353ha	42.8%
針尾処理区	150ha	150ha	150ha	100.0%
江迎処理区	160ha	158ha	145ha	91.8%
合 計	4,968ha	4,211ha	3,384ha	80.4%

(2) 浄化槽の整備

① 現状と課題

市街化調整区域の生活排水処理は浄化槽による処理を中心としており、年に 400 基前後の設置届出がなされています。

水洗化・生活雑排水処理人口の約 75%は、公共下水道によるものであり、今後の生活排水処理率の早期向上のためには、公共下水道の整備と併せて、浄化槽の整備を進めていく必要があります。また、老朽化した浄化槽の更新に係る設置者の費用負担について軽減を図る必要があります。

■浄化槽設置届出状況(市全体)

単位:基

年度	設置届出(及び無届報告)数			各年度末の累計基数		
	総数	浄化槽	みなし浄化槽	総数	浄化槽	みなし浄化槽
2014(平成26)年度	371	371	0	13,982	8,988	4,994
2015(平成27)年度	414	413	1	14,130	9,264	4,866
2016(平成28)年度	409	409	0	14,305	9,609	4,696
2017(平成29)年度	436	434	2	14,514	9,899	4,615
2018(平成30)年度	383	383	0	14,634	10,152	4,482
2019(令和元)年度	399	399	0	14,776	10,380	4,396
2020(令和2)年度	363	361	2	14,912	10,593	4,319
2021(令和3)年度	407	402	5	15,154	10,909	4,245
2022(令和4)年度	328	326	2	15,323	11,134	4,189
2023(令和5)年度	303	302	1	15,510	11,379	4,131

② 基本的な考え方

公共下水道区域の見直し(区域縮小)により、浄化槽の需要拡大が見込まれることから、公共下水道事業に比べ、浄化槽による污水处理が経済的・効率的である地域を浄化槽整備事業地域とし、浄化槽の整備推進と維持管理の充実による生活排水対策の推進を図ります。

浄化槽設置促進を図るためには、生活排水処理対策について啓発し、浄化槽の必要性に対する意識を高めるとともに、5～50 人槽までの浄化槽を設置しようとする者に補助金を交付し、負担軽減を図ります。また、今後更新時期を迎える既存の浄化槽の増加が見込まれます。その更新費用については、現状国庫補助対象外であり全額設置者負担ですが、国庫補助の対象事業となるよう国に働きかけを行います。

今後の浄化槽補助制度については、人口減少等の社会情勢や、佐世保市全体の生活排水処理の基本的な考え方を踏まえ、検討していきます。

③ 具体的施策

＜浄化槽の整備促進＞

生活排水が水質汚濁の一因であることから、生活排水対策について啓発し、浄化槽の必要性に対する意識を高めることにより、建築物の新築・改築時等における浄化槽の設置促進を図ります。

併せて、5～50 人槽までの浄化槽を設置しようとする者に対し、「佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付します。

なお、みなし浄化槽については、生活雑排水が未処理のまま放流され、その汚水処理能力も低いことから、水質汚濁負荷の一因となっています。そこで、みなし浄化槽から浄化槽への転換を促進します。

<維持管理の徹底>

浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、保守点検、清掃と法定検査という維持管理の適正実施が必要です。市では浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者等へ必要な啓発、指導等実施していきます。

(3) 漁業集落排水施設の見直し

宇久地区において、漁業集落排水施設の整備を行ってきましたが、対象地区の若年層の島外の転出等による島民の人口減少により、施設の計画処理人口に達していない状況にあります。

よって、厳しい財政事情を踏まえ、近年中に漁業集落排水施設を廃止し、浄化槽への転換を行うよう検討します。

第4章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 現状と課題

し尿の収集運搬に関しては、地区毎に担当許可業者を設定し、し尿収集運搬許可を持つ一般廃棄物収集運搬業許可業者が申込制定期収集を行っています。また、離島（黒島・高島）のし尿については、搬送船を利用し運搬しています。

し尿収集運搬料金は、従量制となっており、2009（平成21）年度から条例に規定していた手数料を廃止し、行政が一定関与できる公平な市民負担を担保するため「し尿収集運搬料金基準額」を設定し、し尿収集運搬許可業者はそれを基に料金を設定しています。

今後、人口の減少や下水道の普及によって、し尿の収集量が減少することにより、収集運搬料金が減少し、収集箇所の散在化によって、作業効率が悪化し経費が増加することになれば、継続して安定した適正なし尿の収集運搬業を行うことが困難になることが予想されます。

浄化槽汚泥については、市内全域を一般廃棄物収集運搬業許可業者（6業者）が各浄化槽設置者と個別に契約を締結し、収集運搬しています。

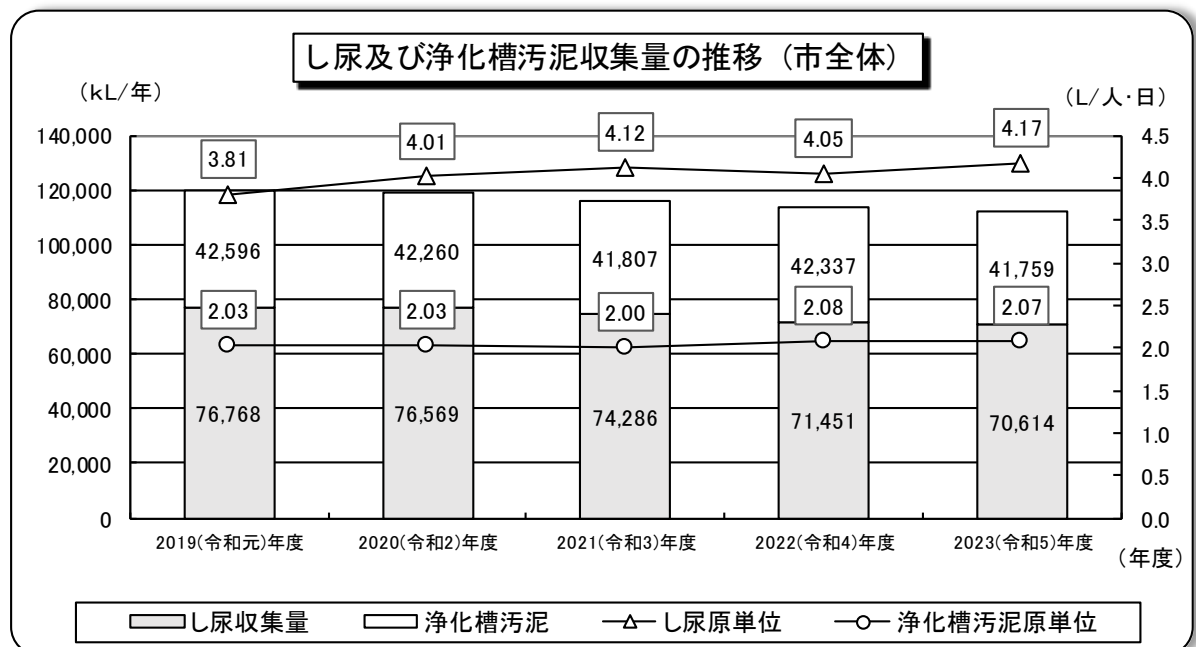
■し尿収集運搬料金基準額（2025（令和7）年4月現在）

区 分	金 額
従量制料金	イ 宇久地区以外 18 リットルごとに 255 円 ロ 宇久地区 18 リットルごとに 210 円
特別加算料金	ホース3本（60メートル）を超える場合、 1本につき 65 円
備考	上記の金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

市全体の収集状況を見ると、し尿は収集人口、収集量とも減少傾向にあります。また、浄化槽汚泥については、収集人口は減少していますが、収集量については、年度によって増減のばらつきがあるものの減少傾向となっています。

収集量の原単位（L/人・日）を見ると、し尿原単位は、年々増加傾向にあり、2023（令和5）年度末現在で4.17L/人・日と、長崎県平均3.88L/人・日（2022（令和4）年度）や全国平均2.81L/人・日（2022（令和4）年度）より多くなっています。これは簡易水洗トイレの割合が多いためと考えられます。

浄化槽汚泥原単位は、年度によって増減にばらつきはありますが、増加傾向にあり、2023（令和5）年度で2.07L/人・日と、長崎県平均2.62L/人・日（2022（令和4）年度）より少なく、全国平均1.91L/人・日（2022（令和4）年度）より多くなっています。



■ し尿及び浄化槽汚泥の収集実績（市全体）

年 度	収集人口(人)		収 集 量 (kL/年)			原単位 (L/人・日)	
	し 尿	浄化槽	し 尿	浄化槽汚泥	計	し 尿	浄化槽汚泥
2019(令和元)年度	55,156	57,501	76,768	42,596	119,364	3.81	2.03
2020(令和2)年度	52,262	57,145	76,569	42,260	118,829	4.01	2.03
2021(令和3)年度	49,369	57,163	74,286	41,807	116,093	4.12	2.00
2022(令和4)年度	48,309	55,773	71,451	42,337	113,788	4.05	2.08
2023(令和5)年度	46,349	55,138	70,614	41,759	112,373	4.17	2.07

(2) 基本的な考え方

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務は、公共下水道等他の生活排水処理施設と異なり、直接住民と接触しながら行うもので、遅滞ない収集業務により、公衆衛生の向上と環境保全の目標を達成するものです。

し尿収集運搬業務は、し尿を適正、かつ、継続的に安定収集し、また、大雨など災害時の緊急対応など重要な役割を担っています。そうした中で、人口の減少や公共下水道等の普及によるし尿収集世帯の減少に伴い、し尿収集運搬料金の売上減少が見込まれます。

また、浄化槽汚泥の収集運搬業務は、公共下水道区域の見直し（区域縮小）により浄化槽設置による増加は予想されるものの、人口減少による収集量減少が考えられます。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、現在の許可業者で十分に対応が可能であるため、当面は現在の収集・運搬方法で行うことを基本とし、人口減少が顕著な離島もあり、今後の人口動向や公共下水道等の進捗状況などを踏まえ、継続して安定した収集・運搬方法の検討を行います。

(3) 具体的な計画**① し尿収集運搬料金基準額の検討**

市は、し尿の収集運搬に関して、市民サービスを低下させることなく、将来的にも安定した、適正なし尿収集がなされるよう、総合的に一般廃棄物処理業務の安定を保持するため、市民負担への影響や公平性を考慮し、し尿収集運搬料金基準額を検討します。

② 収集・運搬の方法等

佐世保市における収集・運搬の方法は現行どおり、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬許可業者による収集とします。

■ し尿・浄化槽汚泥の収集運搬許可業者

種類	業者名	区域名	範囲
し尿	佐世保清掃(株)	中部	市内北部(吉井町、小佐々町、江迎町、鹿町町、世知原町、宇久町除く)
	(株)縣北衛生社	南部	市内南部(吉井町、小佐々町、江迎町、鹿町町、世知原町、宇久町除く)
	(有)新北松衛生社	北部その1	吉井町、小佐々町
		北部その3	江迎町、鹿町町
	(有)吉田環境衛生設備工業	北部その2	世知原町
	(有)宇久清掃	宇久地区	宇久町
	自然環境保全事業協同組合	市内一円	臨時仮設トイレのみ
浄化槽汚泥	(株)エコシス	市内一円	
	(株)縣北衛生社		
	自然環境保全事業協同組合		
	(有)新北松衛生社		
	(有)吉田環境衛生設備工業		
	(有)宇久清掃	宇久地区	宇久町

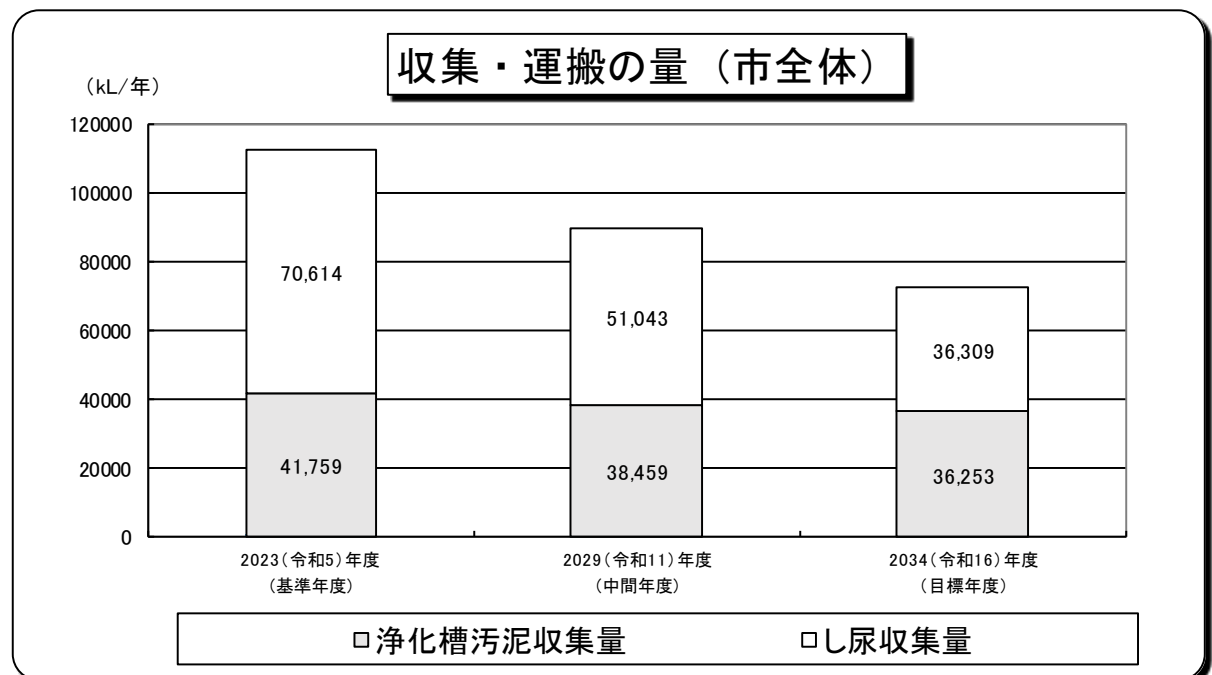
第4章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

③ 収集・運搬の量

市全体の収集人口及び収集・運搬量は、次のとおりです。

■収集人口及び収集・運搬の量（市全体）

年 度		基準年度 2023（令和5）年度	中間年度 2029（令和11）年度	目標年度 2034（令和16）年度
項 目				
収集人口（人）	し 尿	46,349	34,683	24,672
	浄化槽	みなし浄化槽	7,269	5,624
		浄化槽	42,947	41,062
		計	50,216	46,686
収集量（kL/年）	し 尿	70,614	51,043	36,309
	浄化槽汚泥	みなし浄化槽	2,844	2,201
		浄化槽	35,615	34,052
		計	38,459	36,253
	合 計	112,373	89,502	72,562



2 処理計画

(1) 現状と課題

市内（宇久地区を除く）のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、2008（平成18）年しゅん工のし尿処理施設「クリーンピュアとどろき」で処理を行い、処理水は下水道へ放流しています。全体処理量は減少傾向にありますが、浄化槽汚泥は浄化槽の清掃の指導啓発により横ばいに近い状況です。

宇久地区におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、1999（平成11）年しゅん工の「宇久衛生センター」で処理しています。宇久地区は、島民の人口は減少していますが、簡易水洗の普及、メガソーラー事業関係者の一時居住者等により収集量は横ばいです。

また、施設の老朽化も進んでおり、施設の在り方の検討が必要です。

(2) 基本的な考え方

し尿や浄化槽汚泥の衛生処理は、生活環境の保全や公共用水域の水質汚濁を防止するため重要であり、日常生活に直接関係するし尿処理施設を整備していくことは必要不可欠です。し尿処理施設は、経年劣化によって処理機能が著しく低下していくことから、公害防止対策を徹底し、適正な処理の継続と施設機能の維持を図るために計画的、かつ効率的な今後の施設整備について質及び量の変化に対応しつつ、経済的な運転計画を立て、適正処理を行います。

(3) 具体的な計画

市内（宇久地区を除く）で発生するし尿と浄化槽汚泥の全量をし尿処理施設「クリーンピュアとどろき」で処理し、処理過程で発生する汚泥については、ごみ発電を行っている東部クリーンセンターで、ごみと混焼し発電に有効利用します。

宇久地区のし尿と浄化槽汚泥は、これまでどおり宇久衛生センターで処理するものとし、処理過程で発生する汚泥について、堆肥化することにより資源化に努めます。

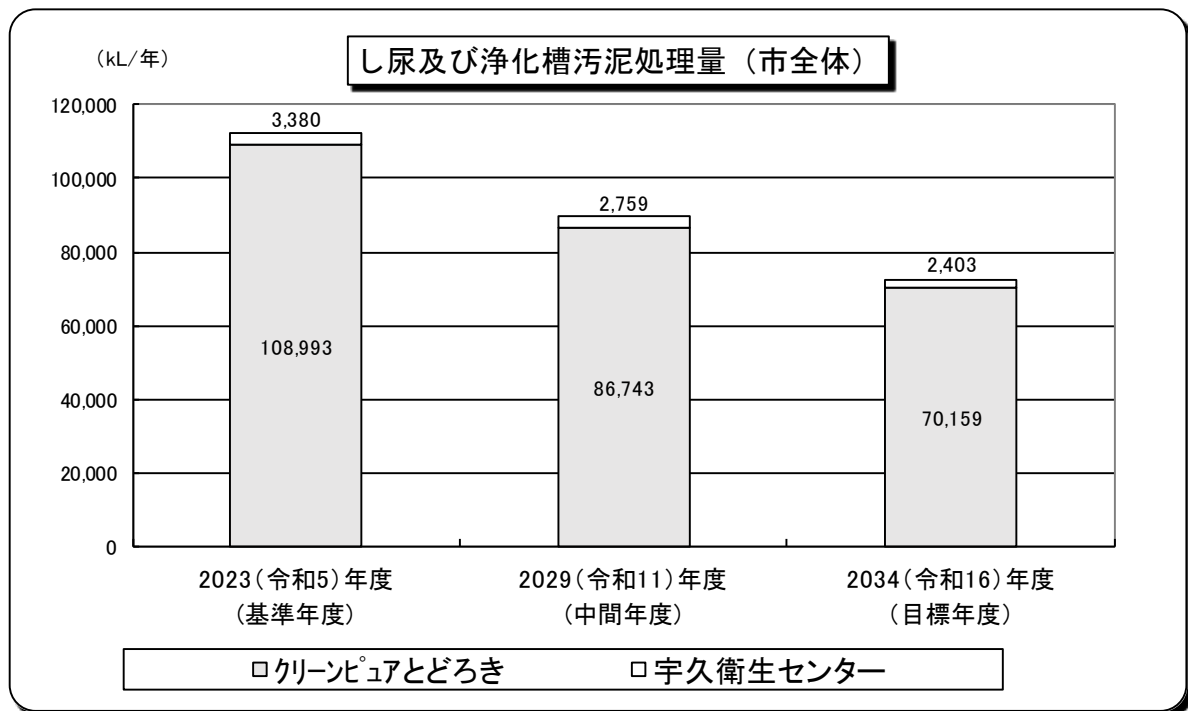
第4章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

市全体のし尿と浄化槽汚泥処理量は、次のとおりです。

■ し尿及び浄化槽汚泥処理の量（市全体）

単位：kL/年

年度		基準年度	中間年度	目標年度
項 目		2023（令和5）年度	2029（令和11）年度	2034（令和16）年度
し 尿		70,614	51,043	36,309
浄化槽汚泥	みなし浄化槽	3,904	2,844	2,201
	浄化槽	37,855	35,615	34,052
	計	41,759	38,459	36,253
合 計		112,373	89,502	72,562
(kL/日)		307.9	245.2	198.8
クリーンピュアとどろき		108,993	86,743	70,159
宇久衛生センター		3,380	2,759	2,403

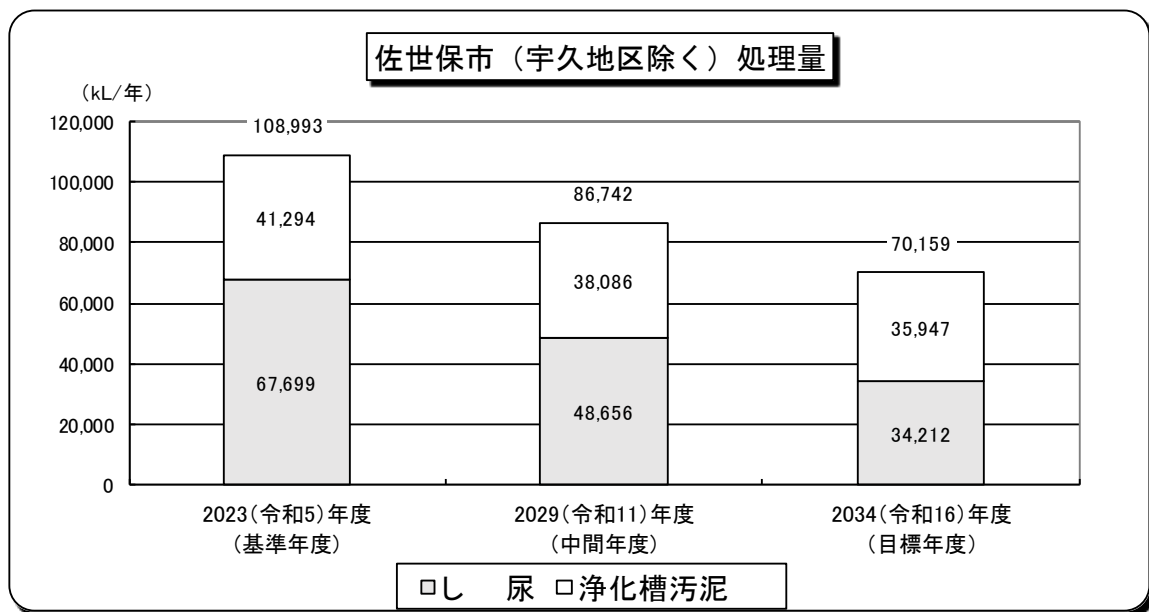


佐世保市（宇久地区除く）のし尿と浄化槽汚泥処理量は、次のとおりです。処理量は今後減少していくことが予想されます。

■佐世保市（宇久地区除く）処理量

単位：kL/年

年度		基準年度	中間年度	目標年度
項 目		2023（令和5）年度	2029（令和11）年度	2034（令和16）年度
し 尿		67,699	48,656	34,212
浄化槽汚泥	みなし浄化槽	3,879	2,827	2,189
	浄化槽	37,415	35,259	33,758
	計	41,294	38,086	35,947
合 計		108,993	86,742	70,159
(kL/日)		298.6	237.6	192.2
浄化槽汚泥混入比率		37.9%	43.9%	51.2%



(4) 宇久地区

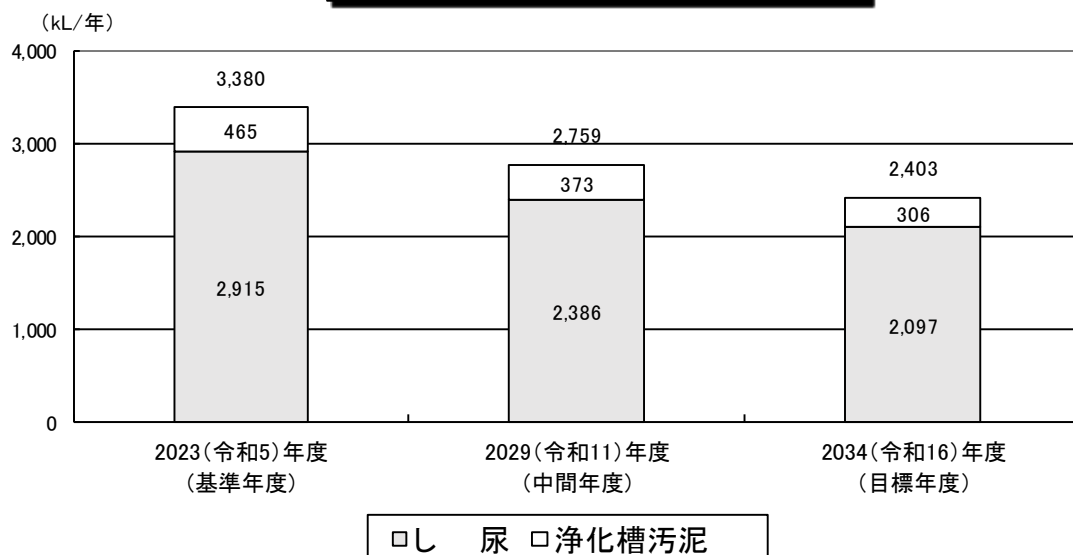
宇久衛生センターのし尿と浄化槽汚泥処理量は、次のとおりです。2023 年（令和 5 年）度現在の日平均処理量は 9.3kL/日であり、今後は人口減少に伴い、処理量が減少していくことが予想されます。

■宇久衛生センター処理量（宇久地区）

単位：kL/年

年度		基準年度 2023（令和5）年度	中間年度 2029（令和11）年度	目標年度 2034（令和16）年度
項 目				
し 尿		2,915	2,386	2,097
浄化槽汚泥	みなし浄化槽	25	17	12
	浄化槽	440	356	294
	計	465	373	306
合 計		3,380	2,759	2,403
(kL/日)		9.3	7.6	6.6
浄化槽汚泥混入比率		13.8%	13.5%	12.7%

宇久衛生センター処理量（宇久地区）



第5章 その他必要な事項

1 啓発の推進

広報やパンフレットの配布、市ホームページへの掲載などによる環境情報の提供、環境啓発イベントの開催等、広報啓発活動を行います。

2 災害時における対策

異常気象に伴う大規模な気象災害や東日本大震災のような巨大地震等、大規模災害発生時には、公衆衛生並びに感染症予防のため、避難場所における仮設トイレのし尿や、水没により緊急に汲み取る必要がある便槽のし尿等を収集運搬し、適正に処理する必要があります。

そのため、平常時から収集運搬者及び人員の適正な配置等、し尿等の処理体制を構築する必要があります。

災害時におけるし尿等の収集運搬に関して、市内のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者で構成された一般廃棄物事業者団体「佐世保市生活環境保全整備協議会」と「災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定」を締結しています。

災害発生時におけるし尿等の適正処理を行うため、先進事例を参考にしながら、し尿等の処理体制に関する対応マニュアル等の整備を官民連携で行います。